

「憎悪表現（ヘイトスピーチ）」に対する大阪市としてとるべき方策検討部会  
第3回議事要旨抜粋

日 時：平成 26 年 11 月 14 日（金）午後 3 時～  
場 所：市役所 4 階 市民局 第 1～3 会議室

< 団体からのヒアリング内容は次のとおり >

被害の実態については、排他的な宣伝活動が 2013 年には 360 回以上、ほぼ毎月、梅田や難波で行われており、単に追い出せというだけでなく、日本からの排除と言っている。子どもたちの心の傷も非常に深い。特定の人種・民族を攻撃し、人間の尊厳を傷つけるものであって許されるものでない。また、インターネットで、「在日」を検索すると差別的な表現がたくさん出てくることがある。在日の方のツイッターには、罵詈雑言の類いの言葉が書かれることが非常に多くある。

以上の現状が報告された。さらに、検討部会委員に対して、ヘイトスピーチの現場に行って、現状を見てきてほしいと要望された。

次に、行政に実施してほしい施策として、訴訟支援については、市長から意見がでていますが、個人の具体的な被害がないと訴訟をするのはむずかしい。また、個人が訴訟をした場合、個人の名前が公開されることになるので、二次的被害、三次的被害も発生する。したがって、訴訟支援という考え方があっても良いが、例えば、インターネットで書き込みをした人を特定するための資料請求とか、弁護士がそれを職権で照会ができるので、その照会に要する費用とか、また、内容証明を送付する費用なども支援してもらえると良いとの意見が出された。

また、大阪市の姿勢として、「大阪市は差別を許さない」「ヘイトスピーチを認めるわけにはいかない」と市長が口頭で申されているが、それを文書で公表や宣言してもらえないだろうかとの意見が出された。

さらに、他都市の状況として、インターネットのモニタリングを定期的に行っている自治体がある。大阪市もそのようなことをやって、差別的な表現があった場合には、それを統計的に発表することも効果があるのではないかと。また、市民の皆さんへの啓発ができないかとの意見が出された。

ヒアリングの後、次回以降のヒアリングの考え方について確認が行われた。  
次回の12月12日(金)午後3時からの第4回方策検討部会で、公平性の観点から「在日特権を許さない市民の会」からも今回と同様に非公開との条件のもとでヒアリングを行うことが決定された。